

# 第101期

## 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日～2024年3月31日

**日時** 2024年6月21日（金曜日）午前10時

**場所** 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

書面またはインターネットによる議決権行使期限  
2024年6月20日（木曜日）午後5時まで

### 目次

▶ 招集ご通知	2
▶ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	
▶ 事業報告	23
▶ 連結計算書類等	45
▶ 監査報告書	50

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
第101期定時株主総会を開催するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当連結会計年度における世界経済は、米国においては堅調な個人消費や政府優遇措置に後押しされた企業の設備投資増加などにより景気は底堅く推移したものの、日本の景気回復は緩やかなものに留まったほか、欧州では物価高や金利高、中国では消費低迷や不動産不況継続などにより景気停滞が続くなど、総じて不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社を取り巻く環境は、半導体製造装置部門では、各種半導体の生産拡大を図る中国の需要は堅調だったものの、民生エレクトロニクス関連需要の低迷は当社の想定以上に長期化しました。計測機器部門では、製品の更新需要や補助金政策に基づく案件が下支えとなったものの、製造業全般でマクロ経済の不透明感を主因とした投資判断先送り傾向が期を通じて続きました。

その結果、当連結会計年度における業績は、高い受注残高を背景に引き続き高水準の実績となったものの、4期ぶりの減収、減益となりました。

東京精密グループは、今後も半導体製造装置／精密計測機器メーカーとして、グローバル社会と地球環境に優しい価値ある技術・サービスの提供に真摯に取り組み、皆さまと共に“夢のある未来”を築く一員であり続けます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## パーパス

計測で未来を測り、半導体で未来を創る

**ビジョン** 東京精密は“夢のある未来”を築く一員であり続けます。

**ミッション**

- ・世界中の優れた技術・知恵・情報を融合して世界No.1の商品を創りだし、皆さまと共に大きく成長していく。
- ・WIN-WINの仕事で世界No.1の商品を創ろう。

**バリュー**

お客様、株主の皆さま、サプライヤさま、従業員、地域社会、国際社会など全てのステークホルダーとの間でWIN-WINの関係を創りあげ、持続可能な社会の実現に向け積極的に役割を果たすとともに、企業価値の向上に努めます。

代表取締役会長CEO

吉田均

# 招集ご通知

(証券コード7729)

2024年6月3日

(電子提供措置の開始日2024年5月27日)

株 主 各 位

東京都八王子市石川町2968番地2

株式会社東京精密

代表取締役会長 吉 田 均

## 第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://www.accretech.com/jp/ir/news.html>

これに加え、次の東京証券取引所ウェブサイトにも掲載していますので、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、郵送、インターネット（パソコンまたはスマートフォン）により、議決権を使用することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使についてのご案内」をご高覧いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
  - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

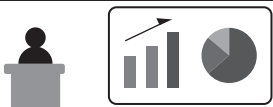
◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部を合わせてご送付しております。書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款の定めに基づき電子提供措置事項から一部を除いた内容をご送付しております。

◎法令及び当社定款に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」等につきましては、掲記している各ウェブサイト上の「書面交付請求省略書類」に掲載されておりますので、書面交付請求された株主様へご送付している書面には記載していません。なお、当該書面は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会ご来場時のお土産、懇談会は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。




**当日ご出席による  
議決権行使**

同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

**株主総会開催日時**

**2024年6月21日（金曜日）  
午前10時**

※当日ご出席の場合は、書面または  
インターネットによる議決権行使  
のお手続きはいずれも不要です。

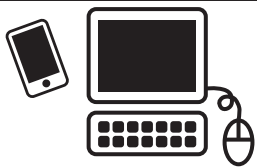


**書面による  
議決権行使**

同封の議決権行使書用紙に議案に対  
する賛否をご表示のうえ、行使期限  
までに到着するようご返送ください。  
議決権行使書面において、議案に賛  
否の表示がない場合は、賛成の意思  
表示をされたものとして取り扱わせ  
ていただきます。

**行使期限**

**2024年6月20日（木曜日）  
午後5時**



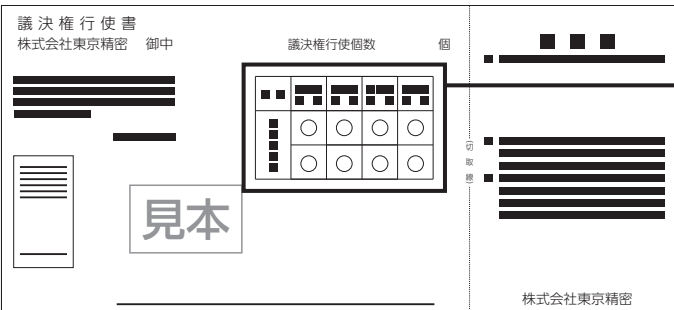
**インターネットによる  
議決権行使**

次頁の案内に従って、議案に対する  
賛否をご入力ください。

**行使期限**

**2024年6月20日（木曜日）  
午後5時**

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書  
株式会社東京精密 御中

議決権行使個数 個

**見本**

株式会社東京精密

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印

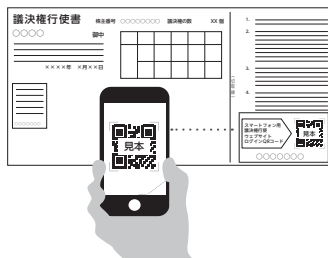
書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

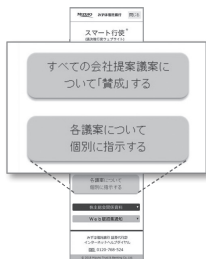
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

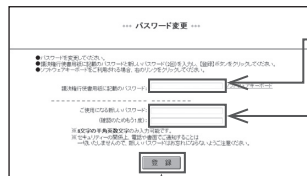
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

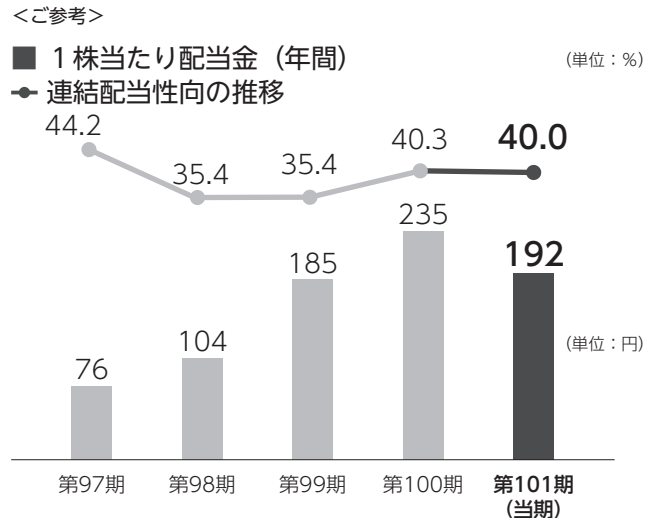
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の配当につきましては、当期の業績を考慮し、当期純利益をもとに、[株主様への利益還元方針]に定めました、連結配当性向40%程度という目安に基づき以下のとおりとしたいと存じます。

1	<b>配当財産の種類</b>	金 銭
2	<b>配当財産の割当てに関する事項及びその総額</b>	当社普通株式 1株につき103円 総額 4,161,130,269円
3	<b>剰余金の配当が効力を生じる日</b>	2024年6月24日



[株主様への利益還元方針]

当社は、成長分野において最先端技術を駆使した世界No.1商品を提供し続けることにより企業価値を高め、株主の皆様への継続的な利益還元を図ることを経営の最重要課題と考えています。

配当政策につきましては、業績に連動した利益配分を実施することを基本に、連結配当性向40%程度を目安として実施していく考えです。また、安定的・継続的に配当を行うよう努めていく観点から、連結利益水準にかかわらず年20円の配当は維持してまいります。但し2期連続赤字になる場合は、見直す可能性があります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっております。

内部留保資金につきましては、景気変動の影響を大きく受ける製品群を有することから財務体質の健全性の維持・強化に十分配慮しつつ、先進技術の研究開発や設備投資、海外展開、情報システムの高度化、新規事業分野の開拓、M&A投資等に有効に活用してまいります。

なお、自己株式の取得につきましては、キャッシュフローや内部留保の状況等を総合的に勘案しつつ、剰余金の配当を補完する機動的な利益還元策と位置づけています。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、各取締役候補者に関する事項は6頁から11頁のとおりです。

各候補者は、取締役の職務を適切に遂行でき、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、品格・倫理観・見識に優れ、会社経営や当社の業務に精通した人物であります。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては22頁をご参照ください。

取締役候補者全員に関する事項・社外取締役候補者全員に関する事項は後記13頁のとおりです。

1

よし だ ひとし  
吉 田 均 (1959年11月26日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2015年4月	代表取締役社長CEO
2000年4月	生産本部土浦工場メトロロジックグループ 汎用計測グループリーダー		計測社管掌
2002年4月	計測社執行役員	2022年4月	代表取締役会長CEO（現任）
2005年4月	計測社執行役員常務		
2005年6月	取締役		
2007年10月	計測社執行役員社長		
2011年6月	代表取締役		

#### ■重要な兼職の状況

日本精密測定機器工業会 会長  
(2010年5月～2016年5月 2020年5月～現任)  
東精精密設備（上海）有限公司 董事長  
製品販売の取引関係にあります。

#### ■所有する当社株式の数

10,700株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### ■取締役候補者とした理由

代表取締役会長CEOとして、当社グループ全体を統括し、経営の指揮を執り、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、取締役としての豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップで、グローバルな経営を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



**2** き むら りゅう いち  
**木村龍一** (1962年12月30日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2019年4月	半導体社カンパニー長(現任)
2005年4月	半導体社執行役員 営業部東京営業所長兼大阪営業所長	2022年4月	代表取締役社長COO(現任)
2005年6月	取締役		
2007年4月	半導体社執行役員常務		
2007年8月	半導体社執行役員社長		
2011年6月	代表取締役		
2015年4月	代表取締役副社長COO 半導体社管掌		

■重要な兼職の状況

ACCRETECH AMERICA INC. 代表取締役会長  
ACCRETECH (EUROPE) GmbH代表取締役会長  
ACCRETECH TAIWAN CO.,LTD. 董事長  
上記各社とは製品販売の取引関係にあります。

■所有する当社株式の数

5,412株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

代表取締役社長COOとして、当社グループ全体の指揮を執り、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、主要事業である半導体製造装置事業での豊富な経験と見識を活かし、グローバルな経営の実現を図る適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

**3** かわ むら こう いち  
**川村浩一** (1957年10月5日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社富士銀行入行	■重要な兼職の状況	
2007年4月	株式会社みずほ銀行金融・公共推進部長	株式会社トーセイシステムズ代表取締役社長	
2008年4月	当社入社	同社に製品に関わるソフトウェアの開発を委託しております。	
2009年4月	業務会社執行役員常務	株式会社アクレーテック・ファイナンス代表取締役社長	
2009年6月	取締役	同社より金融サービスの供給を受けております。	
2011年4月	業務会社執行役員社長	ACCRETECH KOREA CO.,LTD. 代表理事会長	
2015年4月	業務会社管掌	製品販売の取引関係にあります。	
2015年6月	代表取締役CFO		
2019年4月	業務会社カンパニー長(現任)		
2022年4月	代表取締役副社長CFO(現任)		

■所有する当社株式の数

11,700株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

代表取締役副社長CFOとして、当社グループ全体の指揮を執り、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、金融機関での豊富な経験と見識を活かし、各事業の成長と当社グループ全体の業績向上と財務戦略の実現を図る適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



4

ほう き だ たか ひろ  
伯耆田 貴 浩

(1962年4月24日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年10月	当社入社	2012年4月	半導体社技術部門テスト技術部長（現任）
2009年4月	半導体社技術部門テスト技術部 プローバシステムグループリーダー（現任）	2014年4月	半導体社執行役員常務（現任）
2010年4月	半導体社執行役員	2015年6月	取締役（現任）
		2015年10月	業務会社情報システム室長（現任）
		2023年7月	半導体社技術部門長（現任）

## ■所有する当社株式の数

3,500株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社主力製品である半導体製造装置プロービングマシンに関わり、その豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要な事項の立案・決定、業務執行の監督に十分な役割を果たしており、事業の成長・技術革新・情報戦略の実現を図る適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

5

つか だ しゅう いち  
塚 田 修 一

(1959年4月18日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社 土浦工場技術部	2015年4月	計測社執行役員 土浦工場長
2004年4月	計測社営業技術室長	2017年4月	計測社執行役員常務
2005年4月	計測社土浦工場品質保証部長	2020年4月	計測社執行役員専務
2008年10月	計測社計測センター長	2021年4月	計測社執行役員カンパニー長（現任）
		2021年6月	取締役（現任）

## ■所有する当社株式の数

2,700株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社主要事業である計測機器の分野に関わり、その豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要な事項の立案・決定、業務執行の監督に十分な役割を果たしており、事業の成長とグローバルな経営戦略の実現を図る適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

## 6 ロミ プラダン (1968年8月10日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年1月	米国California Energy Commission 入社	2012年4月	同社 取締役副社長
1992年10月	株式会社ブリヂストン入社 設計開発エンジニア	2013年4月	当社 半導体社 執行役員 兼 World Wideアカウント統括 (現任)
2000年8月	米国Teradyne Inc.入社 アプリケーションエンジニア	2016年6月	ACCRETECH AMERICA INC. プレジデント (現任)
2001年3月	ACCRETECH AMERICA INC. (当社米国子会社) 入社 プロダクトマネージャー	2023年6月	当社取締役 (現任)

### ■重要な兼職の状況

ACCRETECH AMERICA INC. 取締役社長  
製品販売の取引関係にあります。

候補者と当社との間には、特別の利害関係は  
ありません。

### ■所有する当社株式の数

840株

### ■取締役候補者とした理由

長年にわたり、当社の海外現地子会社の経営に携わり、その豊富な経験と見識を活かし、取締役として、経営の重要な事項の立案・決定、業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社海外グループの成長戦略の実現を図る適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	東京大学工学部精密機械工学科 助手	2016年 3月	同法人 副会長
1987年10月	東京電機大学工学部精密機械工学科 助教授	2018年 3月	同法人 副会長退任
1990年 3月	英国ウォーリック大学 客員研究員	2020年 3月	東京大学大学院工学系研究科 精密工学専攻 教授退任
1993年 4月	東京大学大学院工学系研究科 精密機械工学専攻 助教授	2020年 3月	公益社団法人精密工学会 会長
2001年11月	東京大学大学院工学系研究科 精密機械工学専攻 (現精密工学専攻) 教授	2020年 6月	当社 社外取締役 (監査等委員) 東京大学 名誉教授 (現任)
2006年 3月	公益社団法人精密工学会 知的ナノ計測専門委員会 委員長	2021年 6月	当社 社外取締役 (監査等委員) 退任
2014年 3月	同法人 知的ナノ計測専門委員会 委員長退任	2021年 6月	当社 社外取締役 (監査等委員を除く。) (現任)
		2022年 3月	公益社団法人精密工学会 会長退任

## ■所有する当社株式の数

一株

## ■重要な兼職の状況

東京大学 名誉教授

候補者と当社との間には、特別の利害関係は  
ありません。

## ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高増潔氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、大学や研究機関での専門的な知識・豊富な経験を有し、精密計測に関する業界団体の会長等を歴任され、各種国際会議を主催されるなどグローバルで高度な能力・知見・見識を有しています。このような能力・知見・見識が、当社グループ会社の製品製造、研究開発及び役職員の育成向上に非常に有用であると判断し、引き続きこのような役割を期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。

同氏が当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(後記13頁)を満たしているため、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、引き続き独立役員として指定する予定であります。当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、引き続き締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年4月 株式会社東芝 大分工場 工場長  
 2016年3月 株式会社東芝 退職  
 2016年4月 株式会社ジャパンセミコンダクター  
 取締役社長  
 2021年6月 同社 取締役社長退任  
 2021年6月 株式会社ニューフレアテクノロジー  
 常勤監査役 (現任)  
 2023年6月 当社社外取締役 (現任)

## ■重要な兼職の状況

株式会社ニューフレアテクノロジー 常勤監査役

## ■所有する当社株式の数

一株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森重哉氏は、半導体事業やプロセス技術に対する高い知見や企業の経営経験があり、当社経営への提言や役職員の育成向上に非常に役に立つと判断しているもので、一般株主にも有益と考えられ、引き続きこのような役割を期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社は、同氏が取締役として在任していた株式会社ジャパンセミコンダクターに対し、製品販売の取引関係にありますが、取引割合は連結売上高の2%未満です。

同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって1年であります。

同氏が当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(後記13頁)を満たしているため、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、引き続き独立役員として指定する予定であります。当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、引き続き締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役村田恒子氏が任期満了となりますことにより、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者に関する事項は12頁から14頁のとおりです。

かわ さき もと こ  
川 崎 素 子 (1961年1月24日生)

新任 社外役員 独立

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年6月	富士フィルムホールディングス株式会社 経営企画部 CSRグループ長 富士フィルム株式会社 CSR推進部長	■重要な兼職の状況 富士フィルムホールディングス株式会社 常勤監査役
2019年6月	富士フィルムホールディングス株式会社 執行役員 ESG推進部長兼総務部長 富士フィルム株式会社 執行役員 ESG推進部長	富士フィルム株式会社 常勤監査役
2021年6月	富士フィルムホールディングス株式会社 常勤監査役（現任） 富士フィルム株式会社 常勤監査役 （現任）	

#### ■所有する当社株式の数

一株

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川崎素子氏は、企業経営で長年にわたりCSR業務、ESG活動推進及びコンプライアンス・リスクマネジメント業務に携わられた経験に加え、事業会社での監査役の経験を踏まえたガバナンス等の深い見識・知見を、当社グループ経営の監督・監査に活かしていただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、川崎素子氏の戸籍上の氏名は久保田素子であります。

当社は、同氏が常勤監査役として現在まで在任している富士フィルムホールディングス株式会社の関係会社（常勤監査役として現在まで在任している富士フィルム株式会社を含む）に対し、製品売上との関係にある事業会社がありますが、取引割合は連結売上高の2%未満であります。

同氏が当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（後記13頁）を満たしているため、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

[取締役候補者全員に関する事項]

1. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当然に当該保険契約の被保険者となる契約であります。
2. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者が再任または選任された場合、当社は各取締役との間の当該補償契約を継続（新任の取締役との間では新たに締結）する予定であります。

【社外役員の独立性に関する基準】

当社の社外取締役が以下のいずれの項目にも該当する場合には、当該社外取締役は、独立性を有しているものと判断します。

1. 過去10年間に於いて、東京精密グループ（以下「Accretechグループ」という）の業務執行者（\*1）でない
2. 大株主（\*2）またはその業務執行者でない
3. 過去3年間に於いて、次のいずれかに該当する企業等の業務執行者でない
  - (1) Accretechグループを主要な取引先（\*3）とするもの
  - (2) Accretechグループの主要な取引先（\*3）であるもの
  - (3) Accretechグループの主要な借入先（\*4）であるもの
4. Accretechグループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でない
5. Accretechグループから多額の金銭（\*5）その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家でない
6. その他
  - (1) Accretechグループとの間で社外役員の相互就任（\*6）の関係にある上場会社の出身者でない
  - (2) 配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者が上記1～5に該当する
  - (3) その他、重要な利害関係がAccretechグループとの間にない

(\*1) 業務執行者：業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる従業員

(\*2) 大株主：総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者

(\*3) 主要な取引先：直近事業年度における年間連結売上高の2%以上を占める者

(\*4) 主要な借入先：直近事業年度における借入残高が連結総資産の2%以上を占める者

(\*5) 多額の金銭：過去3年間平均で年間1,000万円以上（当社役員としての報酬を除く）

(\*6) 社外役員の相互就任：Accretechグループ出身者が社外役員を務めている会社から、当社に社外役員を迎え入れること

(ご参考)

取締役会の構成 (スキル・マトリックス等)

	年令	社外取締役 ダイバーシティ <sup>(1)</sup>	主な職歴	取締役会	監査等 委員会	指名・報酬 委員会	専門性・経験など							
							企業経営・ 経営戦略	業界知見	技術・ 知的財産・ 製造	営業・マーケ ティング	国際ビジネス・ グローバル総務	財務・ ファイナンス	法務・リスク マネジメント	人事・労務・ 人材開発
吉田 均	64		計測技術	○			○	○	○	○				○
木村 龍一	61		半導体営業	○			○	○		○				
川村 浩一	66		金融機関	○			○			○	○	○	○	
伯耆田 貴浩	62		半導体技術	○				○	○	○				○
塚田 修一	65		計測製造	○				○	○					
ロミ プラダン	55	●	現地法人経営	○			○	○						
高増 潔	69	◎	学者	○		○			○					
森 重哉	64	◎	会社経営	○		○	○	○	○					
秋本 伸治	60		人事	○	○							○	○	
相良 由里子	49	◎○	弁護士	○	○	○			○		○			
須永 真樹	62	◎	公認会計士 税理士	○	○	○	○				○	○		
川崎 素子	63	◎○	会社経営	○	○	○	○					○		

年令：6月末時点 独立社外取締役：◎

女性：○

外国人：●

本マトリックスは各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野、より活躍を期待する分野を表しているもので、有する全ての知見を表すものではありません。



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、第98期定時株主総会（2021年6月21日開催）において年額480百万円以内（うち社外取締役は70百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。当社はこれまでこの報酬額の範囲で、基本報酬（毎月定例支給される固定報酬）及び業績連動賞与（当社が定める連結業績等の指標に連動し毎年一定の時期に支給される変動報酬）を金銭報酬として支給してまいりました。しかるところ、中長期的な業績拡大、企業価値向上の実現を図っていく中、足元の業績進展に伴い業績連動賞与も増大が見込まれます。については取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額700百万円以内（うち社外取締役は70百万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。

当社のコーポレートガバナンス基本方針における役員報酬の項（現方針）の概要は事業報告に記載のとおりであります（36頁から37頁）、第5号議案をご承認いただくことを条件に、本総会終了後の当社の取締役会において、後記21頁から22頁記載の内容（変更後の方針）に変更することを予定しております。本議案は、現方針と整合し、変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であり、かつ、当社の指名・報酬委員会での審議・答申を経て取締役会で決定していることから、相当であると判断しております。

社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、現行どおり基本報酬のみといたします。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人兼務給与は含まないものといたします。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては22頁をご参照ください。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は2名）となります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員並びに当社の指定する子会社及び関連会社の一部の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する本制度の導入について、ご承認をお願いするものであります。

（本制度の対象となる当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員並びに当社の指定する子会社及び関連会社の一部の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員をあわせて以下「対象役員」といいます。）

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社のコーポレートガバナンス基本方針における役員報酬の項の概要は事業報告36頁から37頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、本定時株主総会終結後の取締役会において、後記21頁から22頁に記載の内容に変更することを予定しております。本議案に基づく業績連動型株式報酬は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。また、当社の指名・報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、第4号議案においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の報酬額（年額700百万円以内（うち社外取締役分として年額70百万円以内。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役にに対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は6名となります。

なお、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては22頁をご参照ください。

また、当社は、2021年6月21日開催の第98期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及びストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限を年額300百万円以内とすること、各事業年度において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を8,000株とすること、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限を36,000株とすること並びに譲渡制限付株式及び当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会における本制度に関する議案の承認可決を条件として、当該譲渡制限付株式及び新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止いたします。ただし、既に取締役に割り当て済みの譲渡制限付株式及び新株予約権は、今後も存続します。

## 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程（下記（6）で定義します。以下同じです。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、本制度においては、「第1給付」及び「第2給付」の2種類の給付を行うこととし、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、第1給付については原則として対象役員の退任時となり、第2給付については原則として毎年一定の時期となります。

### (2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員並びに当社の指定する子会社及び関連会社の一部の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員

### (3) 信託期間

2024年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2024年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1対象期間当たり200,000ポイント（うち当社の取締役分として120,000ポイント）であるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、200,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年5月17日の終値10,815円を適用した場合、上記の必要資金は、2,163百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与

されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、この当社株式及び金銭を総称して「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1対象期間当たり200,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は200,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程(第1給付)及び役員株式給付規程(第2給付)(以下、あわせて「役員株式給付規程」といいます。)に基づき、第1給付については役位等により定まるポイント、第2給付については各事業年度の業績及び中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて定まるポイントが付与されます。対象役員に付与される1対象期間当たりのポイント数の合計は、200,000ポイント(うち当社の取締役分として120,000ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、対象役員に付与される1対象期間当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数2,000個の発行済株式総数に係る議決権数403,258個(2024年3月31日現在)に対する割合は約0.5%です。

下記(7)の当社株式等の給付にあたり基準となる対象役員のポイント数は、第1給付については、原則として、退任時まで当該対象役員に付与されたポイント数とし、第2給付については、原則として、当該対象役員に付与されたポイント数のうちポイント付与日から3年を経過したポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

第1給付については、対象役員が退任し、役員株式給付規程（第1給付）に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程（第1給付）に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

第2給付については、役員株式給付規程（第2給付）に定める受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程（第2給付）に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会の議決により、ポイントの全部又は一部を付与されないことがあります。またポイントの付与を受けた対象役員であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会の議決により、給付を受ける権利の全部又は一部を取得できないこととします。

対象役員が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、対象役員に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

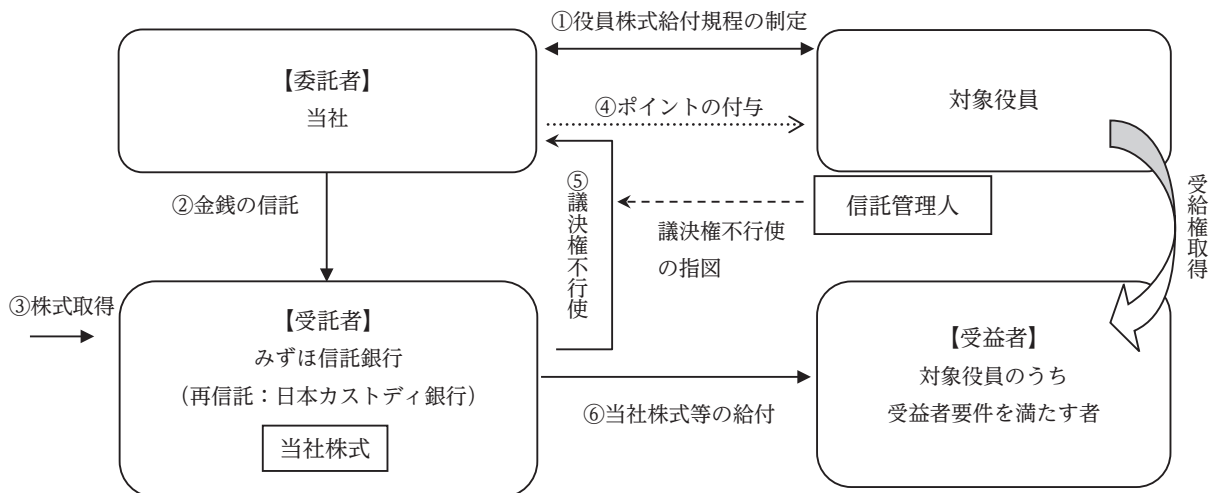


#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## 【取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続（変更後）】

### (1) 基本方針

- ①企業理念実現に向けて適切に機能することを目的とします。
- ②各役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とします。
- ③業績および中長期的な企業価値・株主価値向上を動機付ける報酬体系とします。
- ④経済情勢や当社業績、外部調査等を踏まえ、適時適切に見直しを行います。
- ⑤客観性・透明性の高い決定プロセスとします。

### (2) 報酬体系

- ①監査等委員でなく社外取締役でない取締役（以下、「業務執行を担う取締役」という）の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「業績連動賞与」「株式報酬」で構成します。
- ②監査等委員および社外取締役の報酬は、業務執行の監督および監査の職責に鑑み、「基本報酬」のみとします。
- ③取締役に對して支払う「基本報酬」は、在任中に毎月支給する固定金銭報酬とします。基本報酬と業績連動賞与をあわせた年間支払総額は株主総会で承認された上限額の範囲内とします。「基本報酬」は、個々の取締役に對し、役位別報酬基準額（\*1）に基づき支給します。

（\*1）役位別報酬基準額：代表取締役社長を基準として役位に応じて定める報酬割合に基づく報酬額で報酬案検討会が策定し指名・報酬委員会にて決定

- ④業務執行を担う取締役に對して支払う「業績連動賞与」は、在任中毎年一定の時期に支給する短期業績連動金銭報酬とします。基本報酬と業績連動賞与をあわせた年間支払総額は株主総会で承認された上限額の範囲内とします。個々の業務執行を担う取締役に對して支払う「業績連動賞与」は、以下の算式で算出します。  
基本賞与支給額（\*2）×会社業績係数（\*3）×カンパニー業績係数等（\*4）

（\*2）基本賞与支給額：連結当期純利益×1%×基本報酬割合

基本報酬割合：業務執行を担う取締役の基本報酬総額に占める各取締役の基本報酬の割合

（\*3）会社業績係数：年度営業利益計画の達成状況に対応した係数

計画比±10%以下：1 +10%超30%以下：1.1 +30%超50%以下：1.2 +50%超：1.3  
-30%以上-10%未満：0.9 -50%以上-30%未満：0.8 -50%未満：0.7

（但し前年度比減益の場合は1以下とします）

（\*4）カンパニー業績係数等：カンパニー業績、その他事項での顕著な実績を総合評価（0.9～1.1）

- ⑤業務執行を担う取締役に對して支払う「株式報酬」は、株主との利益共有可能な中長期インセンティブとして支給します。株式報酬は第1給付および第2給付により構成されており、取締役に對しては役員株式給付規程に基づいてポイントが付与され、一定の要件を満たした場合に保有ポイント数に応じて1ポイント当たり当社株式1株に換算された株式等が給付されます。当社の取締役に付与されるポイントの合計は株主総会で承認された上限の範囲内とします。個々の業務執行を担う取締役に對して付与するポイントは、第1給付と第2給付それぞれについて、以下のとおり算出します。  
A. 第1給付のポイント 役位別に定めるポイント（\*5）  
B. 第2給付のポイント 役位別に定めるポイント（\*5）×資本効率係数（\*6）×ESG係数（\*7）×中期業績係数（\*8）

（\*5）役位別に定めるポイント：役位別報酬基準額を参考に報酬案検討会が策定し指名・報酬委員会にて決定



(\*6) 資本効率係数：直近3年平均連結ROE15%以上：1.2 同10%以上15%未満：1 同10%未満：0.8

(\*7) ESG係数：ESG活動への取組状況を評価（指名・報酬委員会による評価 0.9～1.1）

(\*8) 中期業績係数：中期営業利益目標の達成状況に対応した係数

基本係数：1 中期営業利益目標達成時：2

### (3) 報酬決定プロセス

- ①取締役会は、取締役報酬について、代表取締役と取締役の一部で構成する報酬案検討会を設置し、報酬体系案や役位別報酬基準案等の策定を委嘱します。
- ②報酬案検討会が策定した取締役報酬案等（役位別報酬基準額等）および各取締役の基本報酬、業績連動賞与、株式報酬は、透明性・客観性を高めるため、監査等委員および社外取締役で構成する指名・報酬委員会で協議のうえ決定します。
- ③監査等委員である取締役報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

#### ■監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任および報酬について、指名・報酬委員会の審議等の確認も含めて検討を行いました。

取締役の選任については、各候補者の当事業年度における業務執行状況および業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価したうえで決定されております。また、取締役の報酬については、報酬の水準、体系並びに具体的な報酬額の算定方法等が検討され、決定されております。

取締役の選任、報酬の決定手続は適切であり、その内容は妥当と判断します。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては堅調な個人消費や政府優遇措置に後押しされた企業の設備投資増加などにより景気は底堅く推移したものの、日本の景気回復は緩やかなものに留まったほか、欧州では物価高や金利高、中国では消費低迷や不動産不況継続などにより景気停滞が続くなど、総じて不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社を取り巻く環境は、半導体製造装置部門では、各種半導体の生産拡大を図る中国の需要は堅調だったものの、民生エレクトロニクス関連需要の低迷は当社の想定以上に長期化しました。計測機器部門では、製品の更新需要や補助金政策に基づく案件が下支えとなったものの、製造業

全般でマクロ経済の不透明感を主因とした投資判断先送り傾向が期を通じて続きました。

その結果、当連結会計年度における業績は、高い受注残高を背景に引き続き高水準の実績となったものの、4期ぶりの減収、減益となりました。

当連結会計年度における受注高は1,208億85百万円（前期比11.3%減）、売上高は1,346億80百万円（前期比8.3%減）となり、利益面は、営業利益253億7百万円（前期比26.6%減）、経常利益264億53百万円（前期比25.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として訴訟損失引当金戻入額794百万円等を計上した結果193億78百万円（前期比18.0%減）となりました。

#### 連結売上高

1,346億80百万円  
前期比 △8.3%

#### 連結受注高

1,208億85百万円  
前期比 △11.3%

#### 連結営業利益

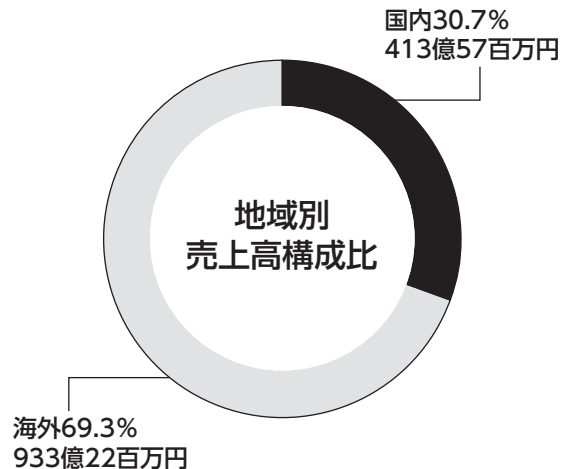
253億7百万円  
前期比 △26.6%

#### 連結経常利益

264億53百万円  
前期比 △25.1%

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

193億78百万円  
前期比 △18.0%



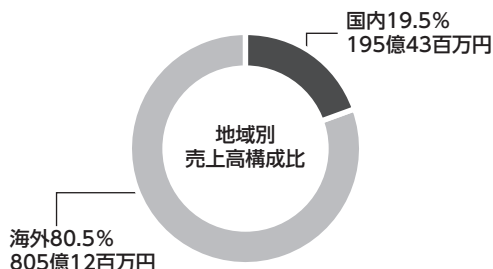
## [事業別セグメントの状況]



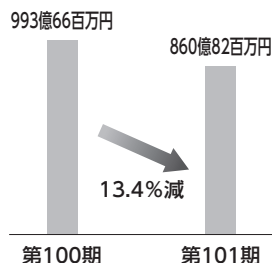
### 半導体製造装置部門

売上高構成比  
74.3%

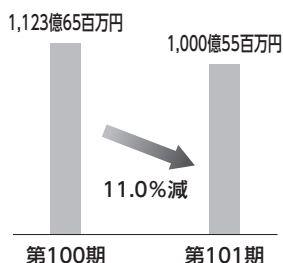
主要製品：ウェーハロービングマシン、  
ウェーハダイシングマシン、  
ポリッシュ・グラインダ、CMP装置、  
ウェーハマニファクチャリングシステム、  
精密切断ブレード



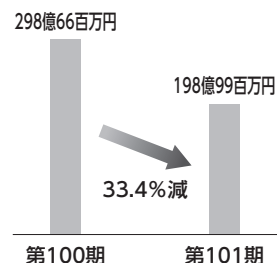
#### 受注高



#### 売上高



#### 営業利益



半導体製造装置部門では、期を通じスマホ、PC、テレビなどの民生エレクトロニクス製品の需要が低迷したことにより、ロジック半導体や電子部品向け需要が軟調に推移したほか、前期堅調だったウェーハ増産向けの装置需要も減少しました。生成AI関連向け需要が一定の下支えとなったものの、受注高は前期比減少しました。

売上面では、概ね顧客要求納期に沿った出荷を進めることができ、既往ピークの前期売上高は下回ったものの、引き続き高い水準を収めることができました。地域別には、検査工程向け装置は中国・韓国、加工装置は日本・台湾などで堅調でした。

こうしたなか、研究・開発面では、引き続き顧客の先進的ニーズに対応した製品開発や将来を見据えた要素技術開発を進めたほか、生産面では飯能工場が稼働し、生産キャパシティが拡大しました。

この結果、当連結会計年度における当部門業績は、受注高860億82百万円（前期比13.4%減）、売上高1,000億55百万円（前期比11.0%減）、営業利益は198億99百万円（前期比33.4%減）となりました。

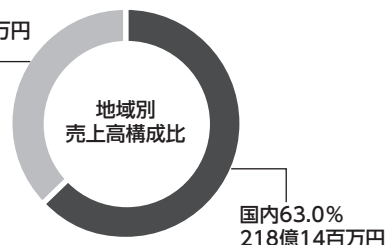


## 計測機器部門

売上高構成比

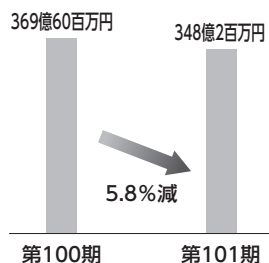
25.7%

海外37.0%  
128億10百万円

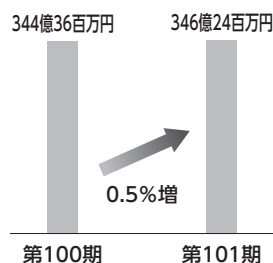


主要製品：三次元座標測定機、表面粗さ・輪郭形状測定機、  
真円度・円筒形状測定機、  
電気・空気マイクロメータ、  
インプロセスゲージ・ポストプロセスゲージ、  
各種自動測定・選別・組立機  
充放電試験システム

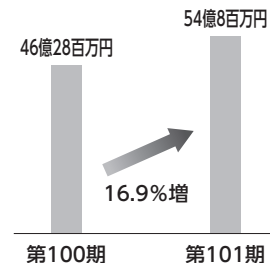
### 受注高



### 売上高



### 営業利益



計測機器部門では、マクロ経済の不透明感や中国の景気減速などを背景に製造業全般で設備投資先送り傾向が期を通じて続きました。しかしながら、EVなどの二次電池用充放電試験装置、EV用のモータなどの基幹部品向け汎用計測機器、航空機・ロボットなど非自動車向け接触・非接触各種計測機器の販売を強化したことに加え、一部製品の価格改定を行ったことにより、受注高は前期比若干減少したものの、売上高は前期比ほぼ同水準となりました。

このような状況下、充放電試験装置に関して新規開発や生産キャパシティ拡充、受託測定サービスならびにアフターサービス強化に努めたほか、汎用計測機器を中心としたオートメーション需要の獲得などにも取り組みました。

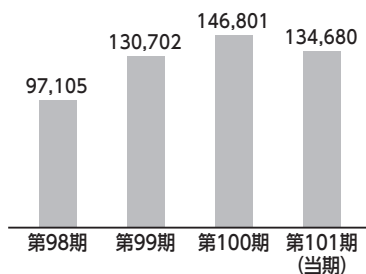
この結果、当連結会計年度における当部門業績は、受注高348億2百万円（前期比5.8%減）、売上高346億24百万円（前期比0.5%増）、営業利益は54億8百万円（前期比16.9%増）となりました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区分	2020年度 第98期	2021年度 第99期	2022年度 第100期	2023年度 第101期 (当期)
売上高 (百万円)	97,105	130,702	146,801	134,680
経常利益 (百万円)	15,867	29,160	35,297	26,453
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,175	21,326	23,630	19,378
1株当たり当期純利益 (円)	293.83	522.52	581.33	480.49
総資産 (百万円)	161,556	190,287	209,032	225,524
純資産 (百万円)	116,777	131,081	146,028	158,427

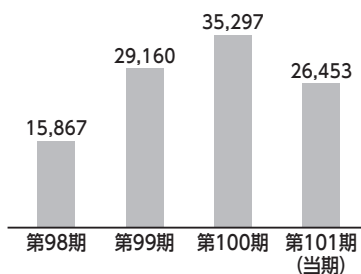
### 売上高

単位：百万円



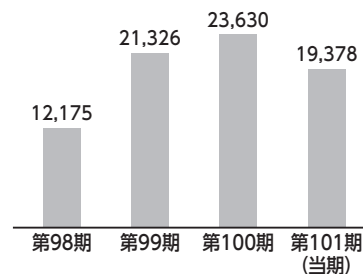
### 経常利益

単位：百万円



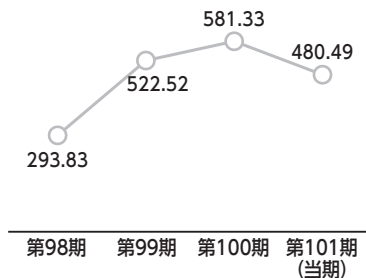
### 親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



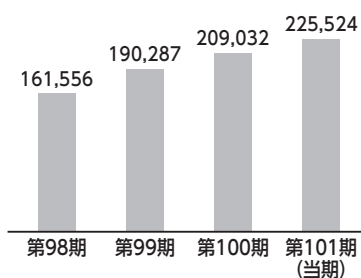
### 1株当たり当期純利益

単位：円



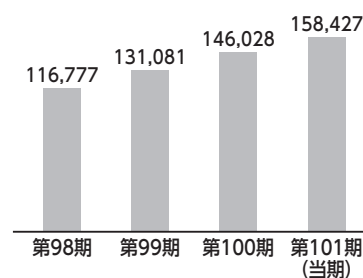
### 総資産

単位：百万円



### 純資産

単位：百万円



## 事業セグメント別売上高の状況

事業別	主要製品	売上高	構成比	前期比
半導体製造装置	ウェーハプロービングマシン、 ウェーハダイシングマシン、 ポリッシュ・グラインダ、CMP装置、 ウェーハマニユファクチャリングシステム、 精密切断ブレード	百万円 100,055	% 74.3	% △11.0
計測機器	三次元座標測定機、表面粗さ・輪郭形状測定機、 真円度・円筒形状測定機、 電気・空気マイクロメータ、 インプロセスゲージ・ポストプロセスゲージ、 各種自動測定・選別・組立機、充放電試験システム	34,624	25.7	+0.5
合	計	134,680	100.0	△8.3

### (3) 対処すべき課題

- ① 当社グループは、最先端技術を駆使した世界No.1商品を不断に提供し続けるため、品質向上と生産革新を継続的に推進し、高収益・高効率の企業体質確立に努めており、着実に成果が表われております。今後とも、この企業体質をベースに成長戦略を進め、一層の業績拡大を図っていく所存であります。
- ② 当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様にご継続的に利益還元させていただくことが経営の重要課題であると認識し、業績の更なる改善と安定化に注力してまいります。
- ③ 当社グループは、企業価値向上には、国際社会から信頼される企業市民として公正で透明性の高い経営活動を展開していくためのコーポレートガバナンスの充実が不可欠と認識し、「コーポレートガバナンス基本方針」に以下の基本方針を掲げて取り組んでおります。
  1. 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努める
  2. 株主の権利を尊重し、株主の平等性の確保に努める
  3. 中長期的な株主利益を尊重する投資方針の株主との建設的な対話に努める
  4. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、債権者、地域社会等）との適切な協働に努める
  5. 適切な情報開示と透明性の確保に努める
- ④ 当社グループは、海外売上高が過半を占め、子会社現地法人による営業が定着するとともに、中国、タイなどでは生産業務も行ってまいります。現地経営幹部の積極登用、グローバルネットワークの構築・増強、生産面での現地における調達体制の構築、本社との経営情報の共有化などの施策により、グローバル化に対応する経営体制の構築を引き続き進めてまいります。
- ⑤ 内部統制・コンプライアンスに関する取り組みを強化してまいります。海外含めグループ会社の役員体制、規程、売上仕入各種手続き・権限等を見直すとともに、内部通報制度の趣旨の徹底や、コンプライアンス意識の向上・定着に努めます。
- ⑥ 環境問題に取り組んでまいります。提供する製品のライフサイクルを含む全てのバリューチェーンを通じて、CO<sub>2</sub>排出量削減、廃棄物削減と再利用促進、生物多様性を含めた地球環境保護などに取り組むことで、人と地球環境を大切にすることを社会の実現に貢献します。

(ご参考)

① サステナビリティへの取組み

事業と社会の持続可能性を追求する上で、社会課題や環境課題への対応が加速している時代の流れに則したマテリアリティ（重要課題）への対応が重要になっています。

当社グループは2022-2024年度中期経営計画の策定に伴い、従来のCSRマテリアリティを見直し、サステナビリティ基本方針に掲げる6つの観点（環境問題への取組み、社会からの信頼の確立、人権の尊重、人財育成、地域社会への参画と貢献、公平・透明で効率的なガバナンス体制の構築と運営）から、新たに経営マテリアリティ（重要課題）として整理、特定しました。

ESG	マテリアリティ	サステナビリティテーマ	2024年度 優先的な取組み
E (環境)	環境問題を解決する製品・事業活動	・地球温暖化防止 ・循環型社会の形成	気候変動を経営リスクと位置付けた管理システム構築/カーボンニュートラルを宣言する/SCOPE1/2削減(2018年度比2030年50%減)
	提供した製品・サービスによる環境貢献	・地球温暖化防止 ・省資源活動	SCOPE3(cat-1/cat-11)削減目標の設定と実行/水使用量の削減
S (社会)	社会課題を解決する高付加価値製品	・製品責任	品質管理の高度化と定着/化学物質の適切な管理と使用
	サプライチェーンの構築	・調達リスクの軽減	サステナブル調達の推進/サプライヤーエンゲージメントの向上
	多様な人々が活躍でき、心身ともに健康で働きがいのある職場づくり	・従業員の働きがい ・人財育成 ・ダイバーシティ ・安全健康	災害事故0に向けた安全活動推進/ダイバーシティ推進/人財育成推進/エンゲージメントの向上/従業員の御健康と安全向上
	人権の尊重	・人権侵害の防止	人権尊重活動の強化/人権デューデリジェンス拡充/救済システムの構築
G (ガバナンス)	企業活動を支える経営基盤	・事業の持続的成長 ・競争力向上	内部統制機能の維持・向上/サステナビリティ活動のグループ会社への展開
	コンプライアンス	・公正、透明、迅速な企業活動 ・贈収賄・腐敗防止	企業倫理・法令遵守の厳格化/適時・適切な情報開示/健全な内部通報制度運営維持
	リスクマネジメントの強化	・災害等への危機管理	事業継続計画高度化(サプライチェーンへ拡充)

② 気候変動への取組みとTCFDへの対応

当社グループは、気候変動がもたらす気温上昇や自然災害の激甚化等が社会経済に及ぼす影響は大きく、当社事業においても大きなリスクと考えています。一方で、気候変動への対応を進めることで、企業の強靱化や製品競争力強化につながるほか、事業の拡大といった機会にもなりえると考えています。

当社グループは、2021年8月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）対応プロジェクトを発足し、2022年3月にTCFDの提言への賛同を表明し、サステナビリティ委員会の重要活動として推進してきました。2023年11月にTCFD対応プロジェクトを発展させた気候変動対応ワーキンググループを発足し、気候変動が事業に与えるリスクと機会を分析し、課題を共有・展開するとともに、TCFDの枠組みに基づいた気候関連財務情報の開示を進めています。

<ガバナンス>

当社グループは、気候変動を経営上の重要課題として認識しており、気候変動問題に関するリスク・機会の管理をサステナビリティ委員会で審議し、その内容を定期的に取締役会に付議・報告します。

サステナビリティ委員会の委員長は代表取締役CEOが務め、年2回定例のサステナビリティ委員会で審議するとともに委員長が必要と認める場合、取締役会に付議・報告します。

取締役会では気候変動にかかるリスク・機会の課題を共有し、目標管理や課題解決に向けた議論を行います。各取締役は、刻々と移りかわる気候変動関連の状況を把握するために、様々な機会や方法を通じて情報収集を行い、知見を深めています。

<リスク管理>

TCFD対応プロジェクトでは、気候変動に関するリスク（移行/物理）の特定・評価を行っています。本プロジェクトは原則月に1回、その他緊急性に応じて開催し、サステナビリティ委員会へ報告します。事業経営に影響すると思われる事案に関しては、委員会より取締役会に速やかに報告し、審議されます。

その他の事業リスクを管理するリスク管理委員会とも情報共有し、社内全体の対応にあたります。

<戦略>

東京精密国内事業所を対象にScope 1とScope 2の分析を行っています。

シナリオ分析は将来予測の不確実性を考慮し、複数のシナリオを参照して検討を行いました。2℃未満シナリオのもとでの対応では不十分との国際的な世論が形成されつつあり、1.5℃シナリオを視野に入れて分析を行いました。一方、1.5℃シナリオへの対応では、物理的リスクへの意識が希薄化することから、現状の経済活動を継続した場合に気温が上昇する4℃シナリオでの事業環境を想定しました。



#### (4) 設備投資の状況

当期におきまして、総額116億2百万円の設備投資を実施いたしました。

主要な設備投資は、

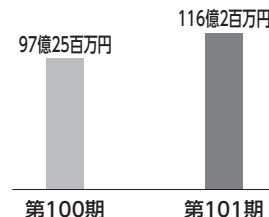
①キャパシティ拡充

飯能工場

②アプリケーション対応強化

デモ製品ラインナップの拡充

などに関わるものであります。



#### (5) 資金調達の状況

当期末の借入金残高は、243億円です。当期に150億円の借入れをいたしました。

#### (6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当期において、該当事項はありません。

#### (7) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は2023年10月1日付で、当社連結子会社である株式会社アクレーテック・パワトロシステムの開発・製造・販売事業を譲受けました。

#### (8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当期において、該当事項はありません。

#### (9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当期において、該当事項はありません。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (間接所有含む)	主な事業内容
株式会社東精エンジニアリング	百万円 988	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の製造・販売・サービス
株式会社トーセシステムズ	百万円 50	100.0 %	ソフトウェアの開発
株式会社アクレーテック・クリエイト	百万円 10	100.0 %	損害保険代理業
株式会社東精ボックス	百万円 10	100.0 %	宅配ボックスの製造・販売・サービス
株式会社アクレーテック・パワトロシステム	百万円 100	100.0 %	充放電試験装置の製造・販売・サービス
株式会社アクレーテック・ファイナンス	百万円 50	100.0 %	グループ内金融サービス
ACCURETECH AMERICA INC.	千米ドル 1,500	100.0 %	半導体製造装置の販売・サービス
ACCURETECH (EUROPE) GmbH	千ユーロ 1,500	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
ACCURETECH KOREA CO., LTD.	百万韓国ウォン 1,000	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
東精精密設備(上海)有限公司	千中国元 15,211	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の製造・販売・サービス
ACCURETECH TAIWAN CO., LTD.	千台湾ドル 60,000	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
ACCURETECH (MALAYSIA) SDN, BHD.	千マレーシアリングギット 1,000	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
ACCURETECH ADAMAS (THAILAND) CO.,LTD.	千タイパーツ 250,000	64.2 %	半導体消耗品の製造
ACCURETECH (THAILAND) CO.,LTD.	千タイパーツ 10,000	49.0 %	半導体製造装置及び計測機器の販売・サービス
東精計量儀(平湖)有限公司	千中国元 39,480	100.0 %	半導体製造装置及び計測機器の製造・販売・サービス
TOSEI (THAILAND) CO., LTD.	千タイパーツ 6,000	49.0 %	計測機器の製造・販売・サービス
ACCURETECH SBS INC.	千米ドル 1	100.0 %	計測機器の製造・販売・サービス

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社グループは、主として半導体製造装置と計測機器の製造・販売・サービスを行っております。

## (12) 主要な拠点

- 当 社  
 本 社 東京都八王子市  
 工 場 八王子（東京都八王子市） 土 浦（茨城県土浦市） 飯 能（埼玉県飯能市）  
 営 業 所 半導体製造装置取扱い営業所 東 京（東京都八王子市） 大 阪（大阪府吹田市）  
 東 京（東京都立川市） 埼 玉（埼玉県さいたま市）  
 九 州（熊本県熊本市） 大 阪（大阪府吹田市）  
 計測機器取扱い営業所  
 東 京（東京都立川市）  
 名古屋（愛知県みよし市）  
 他10営業所

### ★子会社等

- 国 内 株式会社東精エンジニアリング  
 （本社 茨城県土浦市 全国営業サービス15拠点）  
 株式会社トーセイシステムズ（本社 東京都八王子市）  
 株式会社アクレテック・クリエイト（本社 東京都八王子市）  
 株式会社東精ボックス（本社 東京都立川市）  
 株式会社アクレテック・パワトロシステム（本社 福島県石川郡古殿町）  
 株式会社アクレテック・ファイナンス（本社 東京都八王子市）  
 海 外 （ア ジ ア）韓国・中国・台湾・マレーシア・シンガポール・タイ・インドネシア・  
 インド・ベトナム・フィリピン  
 （欧 州）ドイツ・フランス・イタリア・ハンガリー・英国  
 （北米南米）アメリカ・メキシコ・ブラジル



### (13) 従業員の状況

事業の種類別	従業員数
半導体製造装置事業	1,463名
計測機器事業	983名
全社（共通）	212名
合計	2,658名

### (14) 主要な借入先

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	12,000百万円
株式会社三井住友銀行	6,050百万円
みずほ信託銀行株式会社	1,250百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,250百万円
株式会社常陽銀行	1,250百万円
株式会社筑波銀行	1,250百万円
株式会社きらぼし銀行	1,250百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 110,501,100株  
 (2) 発行済株式の総数 40,399,323株（自己株式1,705,058株を除く。）  
 (3) 株主数 18,862名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,807千株	16.85%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,417	8.46
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,617	6.48
公益財団法人精密測定技術振興財団	1,058	2.62
JP MORGAN CHASE BANK 385632	924	2.29
株式会社みずほ銀行	672	1.66
矢野絢子	614	1.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	562	1.39
JP MORGAN CHASE BANK 385781	515	1.28
MSIP CLIENT SECURITIES	505	1.25

（注）持株比率は、自己株式（1,705,058株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	2,700株	6名

（注）1. 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付したものです。  
 2. 上記のほか、取締役を兼務しない執行役員と子会社取締役等に対して譲渡制限付株式報酬として5,240株を交付しています。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、2023年2月6日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日から4月28日の間、東京証券取引所における市場買付により、182千株（発行済株式総数の0.4%）の自己株式を総額917百万円で取得いたしました。

### 所有者別状況



### 政策保有に関する方針

取締役会は、政策保有株式について、リスク／リターンを踏まえた中長期的な経済合理性および定性面等を総合的に検証してまいります。検証を行った結果、保有意義が認められない政策保有株式については、原則として縮減する方針ですが、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合には保有することとします。

政策保有株式に係る議決権行使に当たっては、具体的な基準に基づき、各議案の内容を十分に精査し、賛否の判断を行います。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

- ・ 新株予約権の数 3,002個
- ・ 目的となる株式の種類及び数  
普通株式 300,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 取締役（監査等委員を除く）の保有する新株予約権の区分別合計

	回次	行使価額	行使期限	個数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	第16回（2019年6月株主総会決議）	3,075円	2026年6月30日	5個	1名
	第17回（2020年6月株主総会決議）	3,655円	2028年6月30日	62個	4名
	株式報酬型（2005年6月株主総会決議）	1円	2025年6月30日	32個	2名
	株式報酬型（2006年6月株主総会決議）	1円	2026年7月14日	22個	2名
	株式報酬型（2007年6月取締役会決議）	1円	2027年7月19日	24個	2名
	株式報酬型（2011年6月取締役会決議）	1円	2031年7月12日	105個	3名
	株式報酬型（2012年7月取締役会決議）	1円	2032年7月23日	105個	3名
	株式報酬型（2013年7月取締役会決議）	1円	2033年7月22日	124個	3名
	株式報酬型（2014年7月取締役会決議）	1円	2034年7月22日	149個	4名
	株式報酬型（2015年7月取締役会決議）	1円	2035年7月22日	206個	4名
	株式報酬型（2016年7月取締役会決議）	1円	2036年7月21日	215個	4名
	株式報酬型（2017年7月取締役会決議）	1円	2037年7月24日	259個	5名
	株式報酬型（2018年7月取締役会決議）	1円	2038年7月23日	263個	5名
	株式報酬型（2019年7月取締役会決議）	1円	2039年8月2日	274個	5名
	株式報酬型（2020年7月取締役会決議）	1円	2040年7月30日	277個	5名
	株式報酬型（2021年7月取締役会決議）	1円	2051年7月26日	284個	5名
	株式報酬型（2022年7月取締役会決議）	1円	2052年7月22日	298個	5名
株式報酬型（2023年7月取締役会決議）	1円	2053年7月24日	298個	5名	

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「世界中の優れた技術・知恵・情報を融合して世界No.1の商品を創り出し、皆様と共に大きく成長してゆく」を企業理念としております。この企業理念を一語で表すコーポレートブランド「ACCRETECH (アクレーテク)」（\*）のもとで実践することにより、急速な技術革新、経済のグローバル化が進むなか、持続的な成長を実現し、企業価値を高めてゆくことを目指します。その実現のためには、国際社会から信頼される企業市民として、公正で透明性の高い経営活動を展開してゆくことによるコーポレートガバナンスの充実が不可欠と認識し、以下5点の基本方針を掲げ取り組みます。

(\* )ACCRETECHは「ACCRETE (共生) + TECHNOLOGY (技術)」からなる当社固有の合成語

<基本方針>

- ① 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努める
- ② 株主の権利を尊重し、株主の平等性の確保に努める
- ③ 中長期的な株主利益を尊重する投資方針の株主との建設的な対話に努める
- ④ 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、債権者、地域社会等）との適切な協働に努める
- ⑤ 適切な情報開示と透明性の確保に努める

### (2) 取締役の状況

(2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	吉 田 均	東精精密設備（上海）有限公司董事長 日本精密測定機器工業会会長
代表取締役社長COO	木 村 龍 一	半導体社カンパニー長 ACCRETECH AMERICA INC. 代表取締役会長 ACCRETECH (EUROPE) GmbH代表取締役会長 ACCRETECH TAIWAN CO.,LTD. 董事長
代表取締役副社長CFO	川 村 浩 一	業務会社カンパニー長 株式会社トーセシステムズ代表取締役社長 株式会社アクレーテク・ファイナンス代表取締役社長 ACCRETECH KOREA CO.,LTD. 代表理事会長
取締役	伯耆田 貴 浩	半導体社担当 執行役員常務 技術部門長 技術部門テスト技術部長 プローバシステムグループリーダー 業務会社情報システム室長
取締役	塚 田 修 一	計測社担当 執行役員カンパニー長
取締役	ロミ プラダン	半導体社執行役員兼World Wideアカウント統括 ACCRETECH AMERICA INC. プレジデント
取締役 独立 社外	高 増 潔	東京大学名誉教授
取締役 独立 社外	森 重 哉	株式会社ニューフレアテクノロジー 常勤監査役
取締役 (常勤監査等委員)	秋 本 伸 治	



地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
取締役（監査等委員） 独立 社外	相 良 由里子	中村合同特許法律事務所 経営パートナー 日油株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員） 独立 社外	須 永 真 樹	丸の内監査法人 統括代表社員 税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング 代表社員 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 監事
取締役（監査等委員） 独立 社外	村 田 恒 子	株式会社ミルボン 社外取締役 株式会社カクヤスグループ 社外取締役 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 遠藤章宏氏、ウォルフガングボナッツ氏は、2023年6月26日付をもって取締役を退任しました。
2. 齋藤昇三氏は、2023年6月26日付をもって社外取締役を退任いたしました。
3. ロミブラダン氏は、2023年6月26日開催の第100期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
4. 取締役高増潔氏、森重哉氏、相良由里子氏、須永真樹氏及び村田恒子氏は、社外取締役であります。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、監査等委員を除く取締役や内部監査部門との十分な連携を可能にするため、秋本伸治氏が常勤の監査等委員として選定されております。
6. 当社は、取締役高増潔氏、森重哉氏、相良由里子氏、須永真樹氏及び村田恒子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
7. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重大過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。
8. 当社は、吉田均、木村龍一、川村浩一、伯耆田貴浩、塚田修一、ロミブラダン、高増潔、森重哉、秋本伸治、相良由里子、須永真樹及び村田恒子の全取締役12名との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
9. 当社は、各社外取締役または監査等委員である取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 基本方針

- i 企業理念実現に向けて適切に機能することを目的とします。
- ii 各役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とします。
- iii 業績および中長期的な企業価値・株主価値向上を動機付ける報酬体系とします。
- iv 経済情勢や当社業績、外部調査等を踏まえ、適時適切に見直しを行います。
- v 客観性・透明性の高い決定プロセスとします。

本方針は、取締役会で決議されています。

#### ② 報酬体系

- i 監査等委員でなく社外取締役でない取締役（以下、「業務執行を担う取締役」という）の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と変動報酬である「業績連動賞与」「株式報酬」で構成します。
- ii 監査等委員および社外取締役の報酬は、業務執行の監督および監査の職責に鑑み、「基本報酬」のみとします。

- iii 取締役に対して支払う「基本報酬」は、在任中に毎月支給する固定金銭報酬とします。基本報酬と業績連動賞与をあわせた年間支払総額は株主総会で承認された上限額の範囲内とします。「基本報酬」は、個々の取締役に対し、役位別報酬基準額（\*1）に基づき支給します。
- （\*1）役位別報酬基準額：代表取締役社長を基準として役位に応じて定める報酬割合に基づく報酬額で報酬案検討会が策定し指名・報酬委員会にて決定
- iv 業務執行を担う取締役に対して支払う「業績連動賞与」は、在任中毎年一定の時期に支給する短期業績連動金銭報酬とします。その年間支払総額は基本報酬の年間累計額の範囲内とし、基本報酬と業績連動賞与をあわせた年間支払総額は株主総会で承認された上限額の範囲内とします。個々の業務執行を担う取締役に対して支払う「業績連動賞与」は、以下の算式で算出します。
- 基本賞与支給額（\*2）×会社業績係数（\*3）×カンパニー業績係数等（\*4）
- （\*2）基本賞与支給額：連結当期純利益×1%×基本報酬割合  
基本報酬割合：業務執行を担う取締役の基本報酬総額に占める各取締役の基本報酬の割合
- （\*3）会社業績係数：年度営業利益計画の達成状況に対応した係数  
計画比±10%以下:1 +10%超30%以下:1.1 +30%超50%以下:1.2 +50%超:1.3  
-30%以上-10%未満:0.9 -50%以上-30%未満:0.8 -50%未満:0.7  
（但し前年度比減益の場合は1以下とします）
- （\*4）カンパニー業績係数等：カンパニー業績、その他事項での顕著な実績を総合評価（0.9～1.1）
- v 業務執行を担う取締役に対して支払う「株式報酬」は、株主との利益共有可能な中長期インセンティブとして、在任中に毎年一定の時期に支給します。その年間支払総額は株主総会で承認された上限（報酬額および株数・ストックオプション個数の上限）および基本報酬の年間累計額の範囲内とします。個々の業務執行を担う取締役に対して支払う「株式報酬」は、「譲渡制限付株式」と「株式報酬型ストックオプション」それぞれについて、以下の算定式で算出します。
- a. 譲渡制限付株式の算定式 役位別基準株数（\*5）×資本効率係数（\*6）×ESG係数（\*7）×RS業績係数（\*8）
- （\*5）役位別基準株数：役位別報酬基準額を参考に報酬案検討会が策定し指名・報酬委員会で決定  
（\*6）資本効率係数：直近3年平均連結ROE15%以上：1.2 同10%以上15%未満：1 同10%未満：0.8  
（\*7）ESG係数：ESG活動への取組状況を評価（指名・報酬委員会による評価 0.9～1.1）  
（\*8）RS業績係数：中期営業利益目標の達成状況に対応した係数  
基本係数：1 中期営業利益目標達成時：2
- b. 株式報酬型ストックオプションの算定式 役位別基準個数（\*9）×業績係数等（\*10）
- （\*9）役位別基準個数：役位別報酬基準額を参考に報酬案委員会が策定し指名・報酬委員会で決定  
（\*10）業績係数等：業績、株価、その他事項を総合評価のうえ報酬案検討会が策定し指名・報酬委員会で決定
- ③ 報酬決定プロセス
- i 取締役会は、取締役報酬について、代表取締役と取締役の一部で構成する報酬案検討会を設置し、報酬体系案や役位別報酬基準案等の策定を委嘱します。
- ii 報酬案検討会が策定した取締役報酬案等（役位別報酬基準額等）および各取締役の基本報酬、業績連動賞与、株式報酬は、透明性・客観性を高めるため、監査等委員および社外取締役で構成する指名・報酬委員会で協議のうえ決定します。
- iii 監査等委員である取締役報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

④ 取締役の報酬等の総額

	(人)		(百万円)		
	員数	報酬等の総額	月次固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	11	590	252	179	158
(うち社外取締役)	3	17	17	—	—
取締役 (監査等委員)	4	47	47	—	—
(うち社外取締役)	3	25	25	—	—

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数には、2023年6月26日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した3名が含まれています。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の限度額は、第98期定時株主総会(2021年6月21日開催)において、年額480百万円以内(うち社外取締役は70百万円以内)、別枠で非金銭等(譲渡制限付株式とストックオプション)報酬額年額300百万円以内と決議されています。当該株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名(うち社外取締役は2名)です。
3. 監査等委員である取締役の報酬の限度額は、第96期定時株主総会(2019年6月24日開催)において、年額60百万円以内と決議されています。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は4名です。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別報酬は、報酬の基本方針・体系・決定プロセスに基づき、諮問委員会での諮問を受けて取締役会で決定されており、基本方針に沿うものであると判断しております。
5. 業績連動報酬にかかる指標は、株主の皆様への利益還元と直結する親会社株主に帰属する当期純利益によっております。なお、本指標の実績に関しましては、26頁(2)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏名	当期開催取締役会16回	当期開催監査等委員会15回
社外取締役	高 増 潔	16回出席	
社外取締役	森 重 哉	就任後開催 12回中 12回出席	
社外取締役 (監査等委員)	相 良 由里子	16回出席	15回出席
社外取締役 (監査等委員)	須 永 真 樹	16回出席	15回出席
社外取締役 (監査等委員)	村 田 恒 子	16回出席	15回出席

(期待される役割と職務の概要)

各社外役員は、取締役会、監査等委員会の他、グループ経営審議会・経営執行会議・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会等にも必要に応じ出席し、議案審議等につき、専門知識・見地や豊富な経験による必要な助言を行い、取締役及び幹部社員の職務執行状況を確認しております。また、代表取締役との定期的な情報意見交換会に参加し、さらに、社外取締役で構成する「社外役員情報・意見交換会」を定期的に開催し、主要事業所・子会社の視察などを実施し、様々な視点からご意見を述べられ、経営の監督等を実行しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 40百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 62百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当期において、該当事項はありません。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうちACCURETECH AMERICA INC.、ACCURETECH (EUROPE) GmbH、東精精密設備（上海）有限公司、東精計量儀（平湖）有限公司及びACCURETECH TAIWAN CO., LTD. は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の法定監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する、あるいは、業務改善計画の進捗と成果が芳しくないと認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 内部統制システムの基本方針

当社取締役会において決議しております、業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

#### 1. 業務運営の基本方針

東京精密は、「世界中の優れた技術・知恵・情報を融合して世界No. 1の商品を創り出し、皆様と共に大きく成長していく。」という企業理念を経営の拠り所としている。当社は、お客様、お取引先、株主の皆様、使用人など全てのステークホルダーの方々との間で、WIN-WINの関係を創り上げ、長期的に成長を持続させていくために、より一層、コーポレートガバナンスとコンプライアンスの強化に取り組み、経営の健全性と透明性を確保し、グループ経営を行っていく。

#### 2. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社および子会社の取締役会は、業務執行を全体として適正かつ健全に行うために、コーポレートガバナンスを一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令定款遵守の体制の確立に努める。

② 当社は、当社および子会社の役員・社員の職務の執行が法令や社会規範、定款および社内規程に適合し、かつ社会的責任を果たすための規範となる「ACCRETECHグループ行動規範」を制定し、当社および子会社の役員・社員への企業倫理意識の浸透・定着を図っている。

③ 当社は、当社および子会社の役員・社員のすべての事業活動におけるコンプライアンス体制の整備および問題点の把握・対処のため、当社および子会社にコンプライアンス統括責任者、コンプライアンス統括管理者を配置のうえ、業務会社カンパニー長を責任者とする「コンプライアンス委員会」を設置している。

④ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容がコンプライアンス統括責任者から「コンプライアンス委員会」を通じ取締役会および監査等委員会に報告される体制を構築する。

⑤ 当社は、社長直属の監査室を設置する。監査室は、当社および子会社に対し、法令・定款および社内規程等への準拠性、管理の妥当性の検証を目的として内部監査を実施する。

⑥ 当社は、当社および子会社における社会規範、企業倫理に反する行為についての通報や相談に応じるため、内部通報制度を設ける。同制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処の体制を整備する。

⑦ 当社の監査等委員会は、内部統制システムの有効性と機能を監査する。

#### 3. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社の取締役は、職務の執行にかかる情報・文書を「情報セキュリティ基本方針」の定めるところに従い適切に管理し保存する。

② 当社の各取締役より閲覧の要求があるときには、これを閲覧に供する。

#### 4. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、潜在的なリスクの発生予防に努めるとともに、リスクが顕在化したときは社長以下全員が一丸となって迅速且つ冷静に対応する。



- ② 当社は、当社および子会社における業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として「リスク管理規程」を定め、社長を責任者とする「リスク管理委員会」を設置している。リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、潜在的なリスクの発生予防と危機発生に備えた体制整備を行う。
  - ③ 監査室の監査により、当社および子会社において法令・定款違反、社内規程違反またはその他の事由に基づく損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、監査室長は直ちに社長に報告するとともに、是正・改善を指示し実施する。
  - ④ リスクが発生したときは、必要に応じ、直ちに社長を本部長とする「リスク対策本部」を設置し、リスクへの対応と速やかな取捨に向けた活動を行う。
5. 当社および子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制
- ① 当社および子会社の取締役会は、取締役会規程等に基づき、経営の方針その他経営に関する重要事項の決定、および取締役の業務執行状況の監督等を行う。その際には、議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとる。
  - ② 当社は、製品開発計画におけるスピーディな意思決定や市場動向への迅速かつ柔軟な対応等のため、執行役員制度を採用している。定例の経営執行会議や執行役員会議により、業務計画の進捗状況について監督等を行う。
  - ③ 当社および子会社は、日常の職務執行に際しては、職務権限規程および業務分掌規程等に基づき権限と責任の委譲を行い、業務を遂行している。
6. その他の当社および子会社における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、「子会社の東京精密への申請事項と報告事項に関する規程」等を定め、子会社の重要な事項については当社への報告がなされるほか、規程に則り当社社長決裁あるいは当社の取締役会での付議承認等を要する体制としている
  - ② 当社は、子会社に必要な支援指導を行うほか、必要に応じて取締役および監査役を派遣し、業務執行に対する監督・監査を行う。
  - ③ 当社の社長直属の経営支援室が、子会社に内在する諸問題または重大なリスク情報等を探り上げ、当社および子会社全体の利益の観点から、当社および子会社における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
  - ④ 経営支援室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、取締役会および担当部署に報告する。
  - ⑤ 監査等委員会ならびに監査室は、当社と子会社に関する不適切な取引または会計処理を防止、早期発見するため、当社および子会社の監査役ならびに監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。
7. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、当社および子会社における信頼性のある財務報告作成に対するリスクに対応して、これを十分に軽減する統制活動を確保するための方針として「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定する。
  - ② 当社および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

- ③ 内部統制委員会ならびに監査室が、当社および子会社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行う。
- ④ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員および会計監査人間で適切に情報共有を行う。
8. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
当社は、経営支援室および監査室に所属する2名程度に、必要あるときは、監査等委員会の補助業務を担当させる。
9. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
- ① 前項の補助使用人は、監査等委員会からの指揮命令事項に関しては、補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価については監査等委員会の意見を聴取する。
10. 当社および子会社の取締役および使用人ならびに子会社の監査役から当社の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社および子会社の取締役および使用人ならびに子会社の監査役は、当社の監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- ② 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりとする。
- ・ 当社の内部統制システムに関わる監査室及び経営支援室等の活動状況
  - ・ 子会社の監査役および内部監査部門等の活動状況
  - ・ 当社の重要な会計方針・会計基準およびその変更
  - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  - ・ 内部通報制度の運用および通報の内容
  - ・ 監査等委員会から要求された社内稟議書および会議議事録の回付
- ③ 当社および子会社は、当社および子会社の取締役および使用人ならびに子会社の監査役に対し、監査等委員会への報告および情報提供を理由に不利な取扱いを受けないことを、周知するとともに遵守する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の代表取締役は、監査等委員と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思の疎通を図る。
- ② 当社の取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な経営執行会議等の業務執行の会議への監査等委員の出席を確保する。
- ③ 当社は、監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務は当社負担とし、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、担当部署において確認の上、速やかにこれに応じる。
12. 反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備状況
- ① 当社および子会社は、反社会的勢力と一切の関係を持たない。反社会的勢力から接触を受けた時は、警察等関係機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求・不当な要求に対しては弁護士等たるべき機



関と連携し、組織的に対処する。

- ② 当社および子会社では、「ACCRETECHグループ行動規範」に、反社会的勢力との関係遮断を定めている。さらに、所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めている。また、反社会的勢力に対する対応は、担当部門を定め、必要に応じて外部機関と連携して対処する。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 当社および子会社における職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組みの状況
  - ・「コンプライアンス委員会」を11回開催、内部通報実績と対応、コンプライアンス研修の計画と実績、各種法令対応状況、社内規程違反等の事案報告や懲戒処分等の重要事項について主管部署より報告を受け、委員会報告内容は取締役会に報告しました。
  - ・社内部署および子会社計8部署に対し監査室による内部監査を実施しました。各監査結果を社長、取締役会および監査等委員会宛報告しました。
  - ・全ての監査内容を経営執行会議にて報告し各部署および子会社の状況や要改善点を社内共有するとともに、要改善点の改善状況をフォローし取締役会に報告しました。
  - ・迅速な意思決定等のため採用している執行役員制度における業務進捗状況の管理等のため、経営執行会議、各カンパニー執行役員会議を毎月定例で開催しました。
  - ・内部通報制度の通報実績が9件あり必要な対処を行いました。社内ポータルサイト掲示、eラーニング研修、社内報掲載などを行い、内部通報制度の意義や通報者の保護などについて周知徹底を図りました。
- ② 当社における職務執行に係る情報の保存および管理に対する取り組みの状況
  - ・「情報セキュリティ委員会」における各部会を累計38回（内子会社12回）開催し、情報セキュリティインシデントの発生状況、各種セキュリティ施策の進捗状況及び課題の共有、対策の検討、実施した対策のレビュー、活動状況のチェックなどを実施しました。
  - ・主なセキュリティ施策として、情報セキュリティ教育（全従業員向けeラーニング実施、経営層向け情報セキュリティ教育実施など）、情報資産の棚卸、USBデバイス管理、情報セキュリティ活動に関する監査の実施などの取り組みを行いました。
  - ・台湾子会社不正アクセスについての調査、関係行政機関への報告及び再発防止策（セキュリティ高度化）を推進するとともに、当該再発防止策をグループ会社にも展開することとしました。
- ③ 当社および子会社における損失の危険の管理に対する取り組みの状況
  - ・「リスク管理委員会」を6回開催し、主要な損失の危険の中から抽出し、工場における安全衛生への取り組み状況、安否確認システム訓練状況、BCP対応状況、ストレスチェック実施内容、諸契約締結検討における留意点など重要事項について主管部署より報告を受けました。委員会報告内容は取締役会に報告しました。

- ・品質、環境面に関するリスクマネジメントに関して、品質、環境それぞれにおけるマネジメントレビューと各年2回の「品質管理委員会」「環境管理委員会」において定期的報告を受け、リスクの管理状況の確認を行いました。
- ④ 当社および子会社における業務の適正の確保および財務報告の信頼性確保に対する取り組みの状況
- ・「子会社の東京精密への申請事項と報告事項に関する規程」等の遵守状況確認のための一般監査、IT監査を監査室が経営支援室、情報システム室と連携して実施しました。今年度は国内外子会社4社4部署の監査を実施しました。
  - ・業務会社における子会社管理の役割を定める「子会社管理規程」を制定し、その管理の目的と要点をグループ内で共有することにより、当社グループ内部統制の仕組みを一層明確化させ、業務の適正の確保を図りました。
  - ・子会社に四半期次、半期次、年次別の「業務点検項目」を定め、経営支援室が定期的に報告を求めて子会社における管理状況の確認と、子会社への管理マインドの醸成を図りました。
  - ・「子会社の東京精密への申請事項と報告事項に関する規程」において申請・報告事項の追加を行い、グループガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンスの強化を図りました。
  - ・「子会社経営報告会」を主要子会社ごとに各1回実施し、各子会社トップから経営全般について説明を受けました。
  - ・経営支援室内の組織変更により子会社管理を専管する「経営支援チーム」を新設し、子会社管理体制の強化を図りました。
  - ・金融商品取引法上の内部統制に係る「内部統制委員会」による、相互牽制やモニタリングなど財務報告の信頼性確保のための活動結果を取締役に報告しました。
- ⑤ 監査等委員会監査の実効性の確保に対する取り組みの状況
- ・取締役会、経営執行会議、各カンパニー執行役員会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、現地法人幹部の出席する会議、子会社取締役会等に監査等委員が出席し職務の遂行状況の確認や内在するリスクを把握したほか、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。
  - ・会計監査人と定期会合を6回、不定期会合を随時実施し、情報交換を行うことで監査の質向上を図りました。
  - ・監査室、経営支援室と意見交換を実施することで、リスクの確認を行いました。
  - ・監査室と定期会合を6回実施し、監査結果等を情報収集することで監査の強化を図りました。
  - ・監査等委員の職務に必要な費用について、監査等委員の請求に従い速やかに処理しました。
  - ・代表取締役との会合を持つことにより、職務の執行監査および意思疎通を図りました。
- ⑥ 反社会的勢力との関係遮断に対する取り組みの状況
- ・新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載ないしは同趣旨の覚書締結を必須としています。
  - ・警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集のため、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属しています。

# 連結貸借対照表

単位：百万円

資産の部			負債の部		
科目	当期 (2024年3月31日現在)	前期(ご参考) (2023年3月31日現在)	科目	当期 (2024年3月31日現在)	前期(ご参考) (2023年3月31日現在)
<b>流動資産</b>	<b>153,831</b>	<b>143,972</b>	<b>流動負債</b>	<b>46,002</b>	<b>50,947</b>
現金及び預金	36,782	40,080	支払手形及び買掛金	8,517	10,164
受取手形、売掛金及び契約資産	35,497	36,401	電子記録債務	9,328	12,194
電子記録債権	7,303	7,002	短期借入金	1,300	1,300
商品及び製品	2,254	2,462	1年内返済予定の長期借入金	5,000	4,000
仕掛品	38,682	32,862	リース債務	228	278
原材料及び貯蔵品	26,288	18,156	未払法人税等	2,600	6,324
未収消費税等	5,410	5,302	契約負債	9,981	8,703
その他	1,645	1,760	賞与引当金	2,228	2,636
貸倒引当金	△ 33	△ 57	役員賞与引当金	15	9
<b>固定資産</b>	<b>71,693</b>	<b>65,060</b>	その他	6,801	5,336
<b>有形固定資産</b>	<b>55,997</b>	<b>48,954</b>	<b>固定負債</b>	<b>21,094</b>	<b>12,057</b>
建物及び構築物	28,723	16,624	長期借入金	18,000	8,000
機械装置及び運搬具	1,997	1,896	リース債務	642	612
工具器具備品	3,902	3,350	繰延税金負債	—	6
土地	18,812	17,030	役員退職慰労引当金	44	57
リース資産	824	830	訴訟損失引当金	960	1,914
建設仮勘定	1,736	9,221	退職給付に係る負債	1,171	1,248
<b>無形固定資産</b>	<b>4,069</b>	<b>3,951</b>	資産除去債務	103	65
のれん	255	279	その他	171	152
ソフトウェア	3,384	3,284	<b>負債合計</b>	<b>67,097</b>	<b>63,004</b>
その他	429	387	<b>純資産の部</b>		
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,626</b>	<b>12,154</b>	<b>株主資本</b>	<b>150,765</b>	<b>140,150</b>
投資有価証券	3,645	2,914	資本金	11,450	11,064
長期貸付金	140	142	資本剰余金	22,593	22,179
退職給付に係る資産	2,962	2,396	利益剰余金	124,705	114,005
繰延税金資産	3,410	4,073	自己株式	△ 7,983	△ 7,098
その他	1,580	2,740	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,794</b>	<b>4,137</b>
貸倒引当金	△ 112	△ 112	その他有価証券評価差額金	989	510
<b>資産合計</b>	<b>225,524</b>	<b>209,032</b>	為替換算調整勘定	3,674	2,619
			退職給付に係る調整累計額	1,130	1,007
			<b>新株予約権</b>	<b>1,082</b>	<b>1,072</b>
			<b>非支配株主持分</b>	<b>784</b>	<b>668</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>158,427</b>	<b>146,028</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>225,524</b>	<b>209,032</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

単位：百万円

科目	当期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前期 (ご参考) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	134,680	146,801
売上原価	79,917	84,967
売上総利益	54,762	61,834
販売費及び一般管理費	29,454	27,339
営業利益	25,307	34,494
営業外収益	1,404	965
受取利息及び配当金	183	307
為替差益	530	10
補助金収入	141	—
受取補償金	68	188
投資事業組合運用益	160	189
その他	320	269
営業外費用	259	162
支払利息	105	40
輸送事故による損失	65	25
固定資産除売却損	60	—
控除対象外消費税等	—	41
その他	27	55
経常利益	26,453	35,297
特別利益	824	103
投資有価証券売却益	23	25
訴訟損失引当金戻入額	794	—
関係会社清算益	—	71
その他	6	5
特別損失	21	2,099
割増退職金	14	—
固定資産減損損失	—	184
訴訟損失引当金繰入額	—	1,914
訴訟関連費用	7	—
税金等調整前当期純利益	27,255	33,301
法人税、住民税及び事業税	7,319	10,046
法人税等調整額	471	△438
当期純利益	19,463	23,693
非支配株主に帰属する当期純利益	84	62
親会社株主に帰属する当期純利益	19,378	23,630

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

単位：百万円

	当期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	27,255	33,301
減価償却費	4,673	3,832
のれん償却額	54	42
株式報酬費用	259	148
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△109	86
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△12	11
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△27	16
受取利息及び受取配当金	△183	△307
支払利息	105	40
補助金収入	△141	—
受取補償金	△68	△188
投資有価証券売却損益 (△は益)	△23	△25
投資事業組合運用益 (△は益)	△160	△189
関係会社清算益	—	△71
固定資産減損損失	—	184
訴訟損失引当金の増減額 (△減少)	△953	1,914
売上債権の増減額 (△は増加)	1,625	△4,387
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△13,433	△12,894
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,529	△8,033
契約負債の増減額 (△は減少)	1,072	△1,805
その他	1,122	△3,493
小計	15,524	8,181
利息及び配当金の受取額	184	308
利息の支払額	△81	△37
補助金の受取額	141	—
補償金の受取額	68	188
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△10,922	△7,640
その他	△21	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,892	1,000
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△75	△91
定期預金の払戻による収入	75	74
有形固定資産の取得による支出	△9,845	△8,054
有形固定資産の売却による収入	112	161
無形固定資産の取得による支出	△1,007	△932
のれんの取得による支出	—	△78
投資有価証券の取得による支出	△3	△3
投資有価証券の売却による収入	57	128
投資事業組合への出資による支出	△161	△14
投資事業組合からの分配による収入	274	404
関係会社清算による収入	—	91
貸付けによる支出	△0	△1
貸付金の回収による収入	0	0
敷金及び保証金の差入による支出	△29	△114
敷金及び保証金の回収による収入	49	8
その他	△10	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,563	△8,421
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	15,000	10,000
長期借入金の返済による支出	△4,000	△2,000
リース債務の返済による支出	△311	△157
ストックオプションの行使による収入	529	106
配当金の支払額	△8,678	△8,540
自己株式の取得による支出	△922	△1,583
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,616	△2,174
現金及び現金同等物に係る換算差額	755	625
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,299	△8,970
現金及び現金同等物の期首残高	40,036	49,006
現金及び現金同等物の期末残高	36,736	40,036

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

単位：百万円

資産の部			負債の部		
科目	当期 (2024年3月31日現在)	前期(ご参考) (2023年3月31日現在)	科目	当期 (2024年3月31日現在)	前期(ご参考) (2023年3月31日現在)
<b>流動資産</b>	<b>122,018</b>	<b>119,800</b>	<b>流動負債</b>	<b>43,344</b>	<b>45,594</b>
現金及び預金	16,857	27,010	支払手形	91	937
受取手形	204	274	電子記録債務	7,278	9,986
電子記録債権	6,213	6,109	買掛金	11,904	11,584
売掛金	33,448	33,677	短期借入金	1,390	1,390
商品及び製品	1,076	1,113	1年内返済予定の長期借入金	5,000	4,000
仕掛品	34,432	29,237	未払金	4,293	2,790
原材料及び貯蔵品	22,606	15,636	未払費用	2,114	2,021
未収消費税等	5,643	5,423	未払法人税等	1,743	4,794
その他	1,535	1,317	契約負債	7,873	6,665
<b>固定資産</b>	<b>68,572</b>	<b>55,387</b>	賞与引当金	1,392	1,275
<b>有形固定資産</b>	<b>43,952</b>	<b>38,704</b>	その他	261	149
建物	24,119	12,189	<b>固定負債</b>	<b>19,227</b>	<b>10,130</b>
構築物	633	390	長期借入金	18,000	8,000
機械装置	1,542	1,447	資産除去債務	103	65
工具器具備品	3,018	2,388	訴訟損失引当金	960	1,914
土地	13,255	13,179	その他	162	150
建設仮勘定	1,317	9,070	<b>負債合計</b>	<b>62,572</b>	<b>55,724</b>
その他	65	38	<b>純資産の部</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>2,650</b>	<b>2,800</b>	<b>株主資本</b>	<b>125,947</b>	<b>117,880</b>
ソフトウェア	2,590	2,780	資本金	11,450	11,064
その他	59	19	資本剰余金	18,855	18,441
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,969</b>	<b>13,882</b>	資本準備金	18,822	18,436
投資有価証券	2,750	2,045	その他資本剰余金	33	5
関係会社株式	4,089	4,089	<b>利益剰余金</b>	<b>103,624</b>	<b>95,472</b>
関係会社出資金	285	285	利益準備金	728	728
長期貸付金	12,006	3,781	その他利益剰余金	102,896	94,744
前払年金費用	1,174	817	別途積立金	5,000	5,000
繰延税金資産	3,448	3,464	繰越利益剰余金	97,896	89,744
その他	1,162	2,346	<b>自己株式</b>	<b>△ 7,983</b>	<b>△ 7,098</b>
貸倒引当金	△ 2,950	△ 2,950	<b>評価・換算差額等</b>	<b>989</b>	<b>510</b>
			その他有価証券評価差額金	989	510
			<b>新株予約権</b>	<b>1,082</b>	<b>1,072</b>
<b>資産合計</b>	<b>190,591</b>	<b>175,187</b>	<b>純資産合計</b>	<b>128,019</b>	<b>119,462</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>190,591</b>	<b>175,187</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

単位：百万円

科目	当期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前期 (ご参考) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	110,716	122,274
売上原価	71,973	75,784
売上総利益	38,742	46,490
販売費及び一般管理費	21,399	20,095
営業利益	17,342	26,395
営業外収益	4,261	7,375
受取利息及び配当金	3,462	6,740
為替差益	445	127
投資事業組合運用益	160	189
受取補償金	67	188
その他	125	129
営業外費用	192	1,362
支払利息	111	35
輸送事故による損失	65	25
固定資産除売却損	2	—
貸倒引当金繰入額	—	1,250
その他	12	51
経常利益	21,411	32,408
特別利益	824	31
投資有価証券売却益	23	25
訴訟損失引当金戻入額	794	—
その他	6	5
特別損失	7	1,914
訴訟損失引当金繰入額	—	1,914
その他	7	—
税引前当期純利益	22,228	30,525
法人税、住民税及び事業税	5,593	7,566
法人税等調整額	△195	123
当期純利益	16,830	22,835

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 東京精密  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 辻 雅 樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 幸 享  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京精密の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京精密及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 東京精密  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 辻 雅 樹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 幸 享  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京精密の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社東京精密 監査等委員会  
常勤監査等委員 秋 本 伸 治 ㊟  
監 査 等 委 員 相 良 由 里 子 ㊟  
監 査 等 委 員 須 永 真 樹 ㊟  
監 査 等 委 員 村 田 恒 子 ㊟

(注) 監査等委員相良由里子、須永真樹及び村田恒子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# メモ欄

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

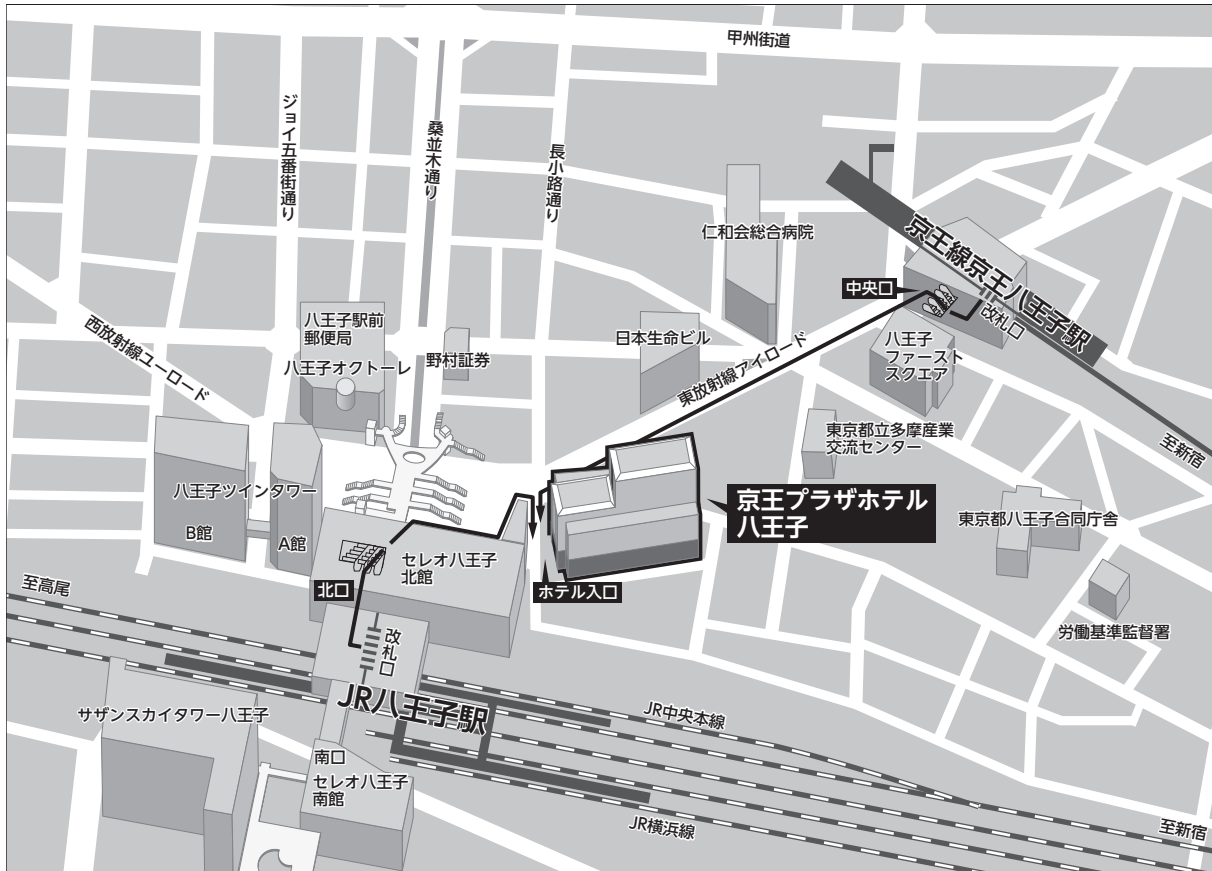
---

---



# 株主総会会場 ご案内図

会場：東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」  
☎ 042-656-3111  
\*株主総会ご来場時のお土産、懇談会は予定しておりません。



## 交通：JR中央線八王子駅北口より徒歩3分

- \* 駅改札口を出て、右側50m先階段を1階に降り、右方向(案内図矢印方向)へおいでください。
- \* JR中央線八王子駅は、JR中央線快速にて新宿駅から約50分です。

## 京王線京王八王子駅中央口より徒歩5分

- \* 駅改札口を出て、右側階段を1階に上り、左方向(案内図矢印方向)へおいでください。
- \* 京王線京王八王子駅は、京王線特急にて新宿駅から約50分です。

\*お車でおいでいただく場合、当社専用の駐車スペースは、ございません。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。